

MY企業年金通信

No. 2015-04

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【情報提供】確定給付企業年金の弾力的な運営について (「DBの拠出弾力化」および「柔軟で弾力的な給付設計」の概要)	厚生基金	DB	DC	その他

ポイント

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂 2015』において、「金融・資本市場の活性化等」の 1 つとして、DB の制度改善について検討することが明記されました。

これを受け、厚生労働省は、平成 27 年 9 月 11 日に実施された第 16 回社会保障審議会 企業年金部会において、DB の弾力的な運営のための新たな制度設計案を提示しました。

今回は、同部会にて提示された「DB の拠出弾力化」および「柔軟で弾力的な給付設計」の概要について解説します。

本稿では、確定給付企業年金：DB、確定拠出年金：DC の用語を使用しています。

なお、図表はすべて第 16 回社会保障審議会 企業年金部会資料より引用（一部修正）しています。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

I. 議論の背景

平成26年6月から企業年金制度等のあり方について議論を重ねていた社会保障審議会 企業年金部会は、平成27年1月16日に「社会保障審議会 企業年金部会における議論の整理」を公表しました。この中で、DCについて方向性が一致し見直しを行なうものと整理された事項は、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（以下DC改正法）」として、同年4月3日に通常国会へ提出されました（今期成立せず、次期国会で継続審議）。

一方、DBに関しては、DBの弾力的な掛金拠出についてもDC改正法等の見直しに合わせ実施できるようにすべきとされ、また、柔軟で弾力的な給付設計（ハイブリッド型の企業年金制度）について、引き続き制度導入を視野に入れた検討をすべきと整理されました。

その後、政府の成長戦略である『「日本再考戦略」改訂2015』（平成27年6月30日に閣議決定）において、「金融・資本市場等の活性化等」の1つとして、DBの制度改善が掲載されました。

これを受け、厚生労働省は、「平成28年度 厚生労働省 税制改正要望」の中の1つに「DBの弾力的な掛金拠出」や「ハイブリッド型の企業年金制度」を導入するための税制上の所要の措置を盛り込み、およそ8ヵ月ぶりとなる第16回社会保障審議会 企業年金部会を開催（平成27年9月11日）し、「DBの拠出弾力化」および「柔軟で弾力的な給付設計」に関する案を示しました。

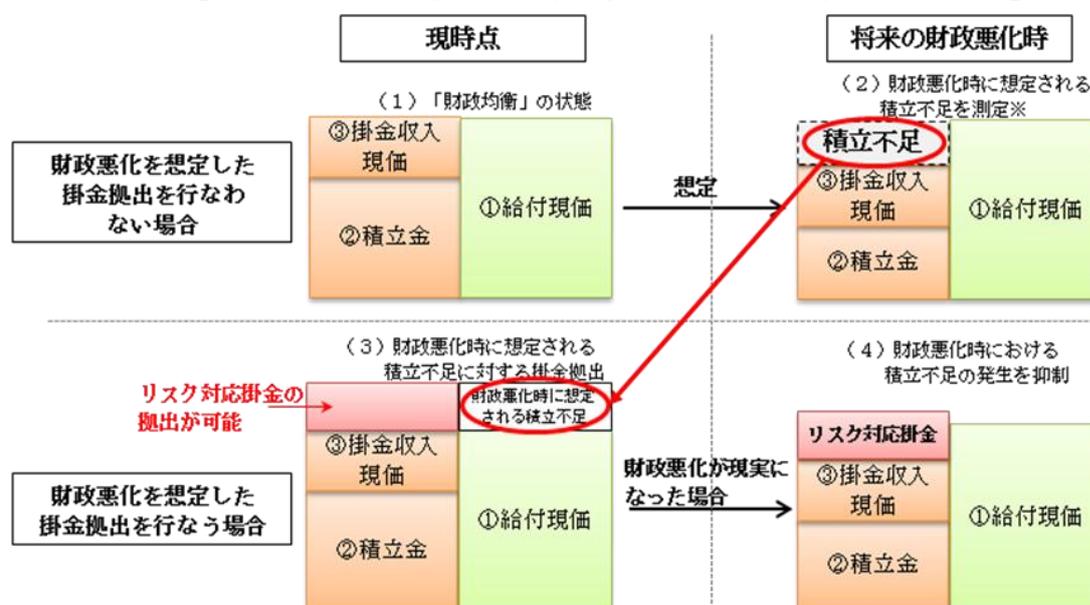
II. 第16回社会保障審議会 企業年金部会の内容

1. DBの拠出弾力化（リスク対応掛金）について

あらかじめ給付の算定方法が定められているDB制度においては、想定していた前提と実績との相違により財政が悪化した場合には、掛金を増加することにより財政を均衡させることが基本となっています。積立状況と景気は連動することが一般的であるため、不況で企業業績が悪いときほど追加拠出が求められることとなり、企業活動にも支障が生じます。

そこで、不況期等の掛金増加に繋がらないように、あらかじめ「財政悪化時に想定される積立不足」を測定し、その水準を踏まえて掛金（リスク対応掛金）を拠出できる仕組みが示されました（図表1）。

【図表1：財政悪化を想定した掛金拠出（リスク対応掛金）イメージ】



※3ページ<「財政悪化時に想定される積立不足」を測定するための方法(案)>参照

＜「財政悪化時に想定される積立不足」を測定するための方法（案）＞

「財政悪化時に想定される積立不足」は、20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として、以下の方法が例示されています（図表2）。

【図表2：「財政悪化時に想定される積立不足」を測定するための方法（案）】

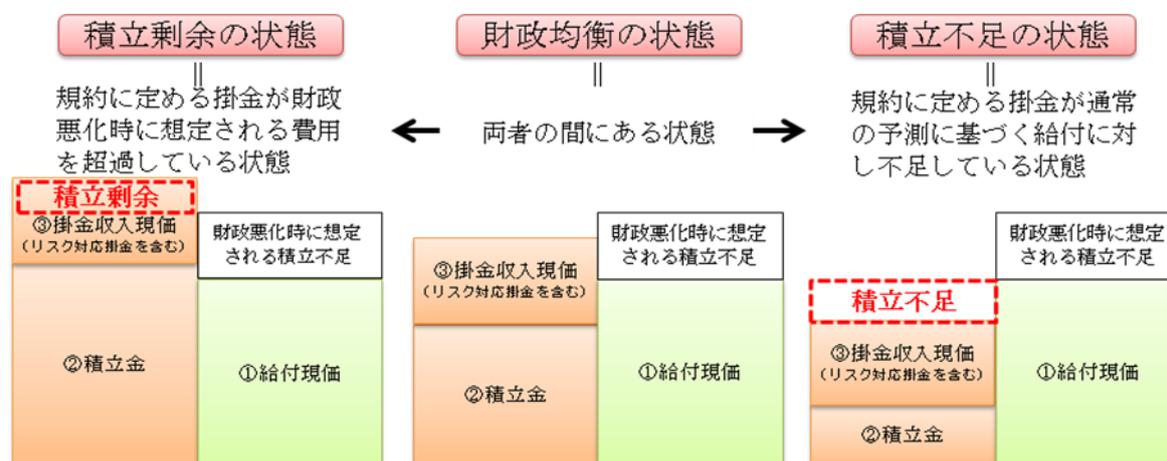
ストレスシナリオによる方法	厳しい前提のもとで計算した場合に生じる積立不足の額として設定
V a R※による方法	積立不足の変動を一定の信頼水準で確保（確率95%程度でカバー）するために必要な積立として設定
資産価格の変動のみを見込む方法	資産ごとに定められたリスク係数を乗じた額の合計額として設定

※Value at Risk（バリューアットリスク）

＜新たな財政均衡の考え方＞

現行のDBでは、「積立金+掛金収入現価」が「給付現価」の水準と一致している状態を「財政均衡」としています。この場合、ある時点で年金財政が均衡するように掛金を設定したとしても、時間が経過すると前提と実績により、年金財政の均衡は崩れることとなります。リスク対応掛金の拠出を可能とすると、あらかじめ給付に必要な額以上の財源を手当てできるようになりますが、より安定的な財政運営を可能とするために、「財政均衡」の状態に幅を設けることが示されています。この新しい考え方では、「積立金+掛金収入現価（リスク対応掛金を含む）」が「給付現価」を上回っていても、「財政悪化時に想定される積立不足」の範囲内にある限りは「財政均衡」の状態とみなします（図表3）。

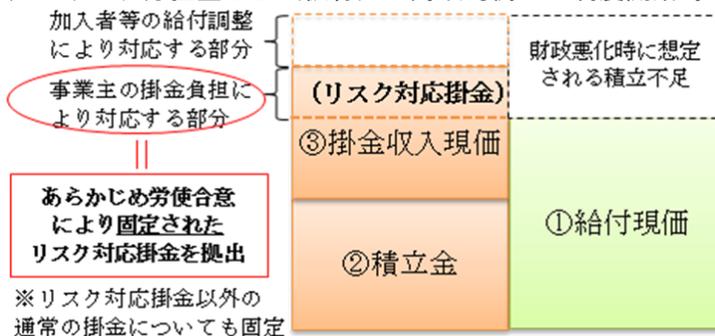
【図表3：新たな財政均衡の考え方イメージ】



2. 柔軟で弾力的な給付（リスク分担型DB（仮称））について

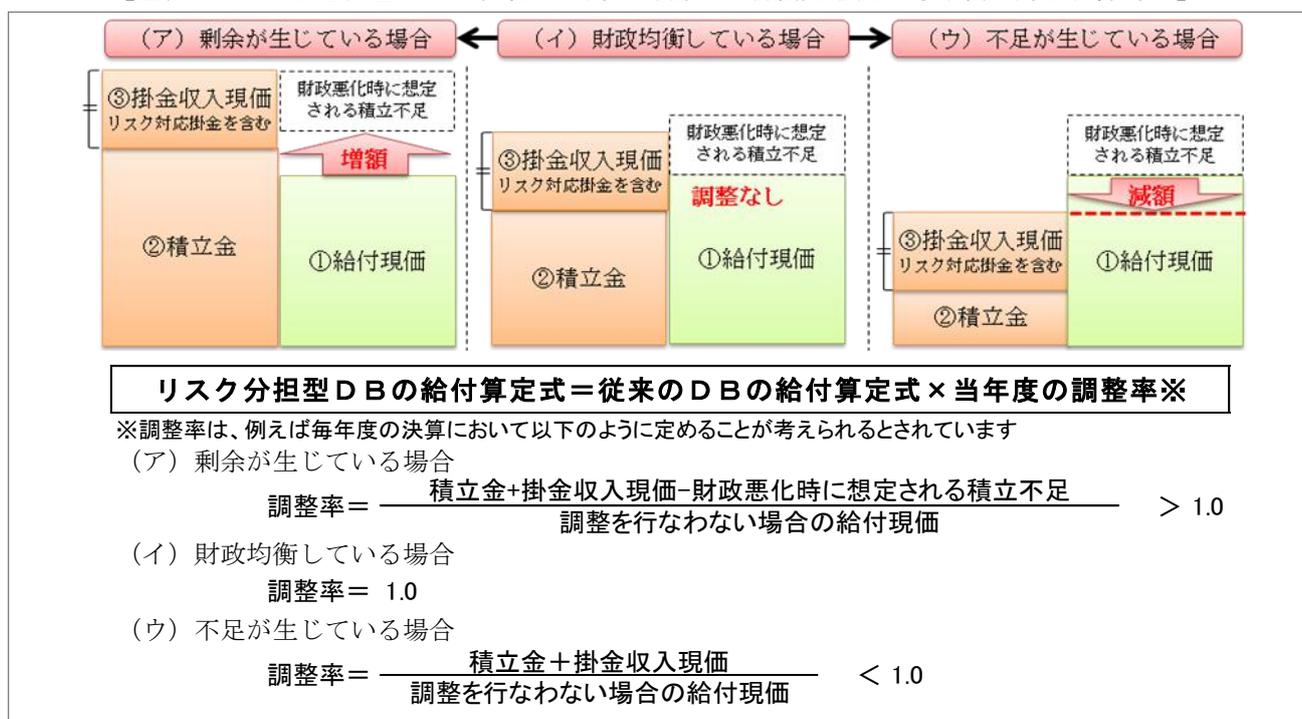
現在の企業年金制度は、運用リスクを事業主が負担するDBと、運用リスクを従業員が負担するDCの二者択一で、労使のどちらかにリスクが偏る構造になっており、これが企業年金制度導入をためらう一因となっている面があります。そこで、リスクを労使で柔軟に分け合うことを可能とすべく、前述の「リスク対応掛金」の仕組みを活用して、事業主は将来の財政悪化に備えて、債務を超えた掛金をあらかじめ拠出（＝事業主のリスク負担）する一方で、財政状況が悪化した際には、受給者も含めて給付を抑制（＝加入者等のリスク負担）する新しい企業年金制度である（「リスク分担型DB（仮称）」）が示されました（図表4）。

【図表 4：リスク分担型DB（仮称）の財政均衡 —制度開始時の姿—】



リスク分担型DB（仮称）の制度開始後は、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減（掛金は固定）することにより財政の均衡を図ることが示されました。なお、給付の算定式は、従来のDBにおける給付算定式に「調整率」を乗じることとされています。（図表5）

【図表 5：リスク分担型DB（仮称）の財政均衡 —制度開始後の毎年度の財政決算時—】



<会計上の取扱い>

現行の会計基準である「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」においては、退職給付制度が「事業主である企業が追加的な拠出義務を負わない」場合は確定拠出制度に分類され、債務認識を要しないこととされています。

会計基準の考え方に沿えば、リスク分担型DB（仮称）が、事業主による拠出額が固定され、追加的な拠出が求められない制度として認められれば、債務認識を要しないと考えられますが、実務上の扱いについては現時点では明らかになっていません。今後、企業会計基準委員会（ASBJ）で企業会計上の取扱いが議論される予定です。

<リスク分担型DB（仮称）を実施する場合の意思決定のあり方>

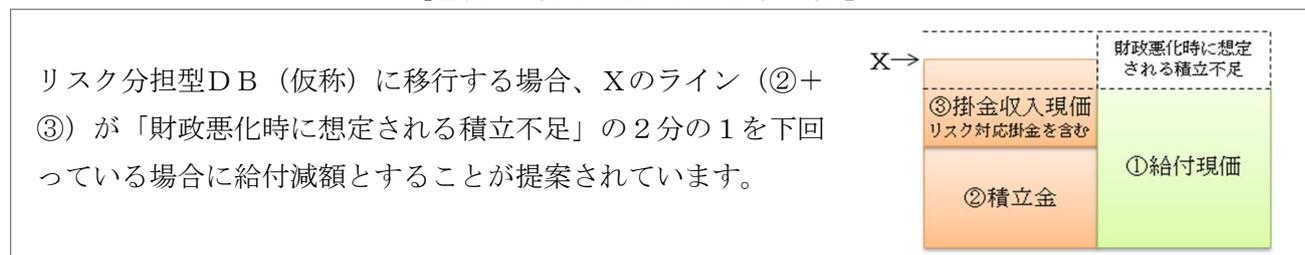
リスク分担型DB（仮称）は、運用の結果により、加入者等の給付が調整される可能性のある仕組みであることから、加入者等が適切にDBの意思決定に参画できるよう、以下の措置を講ずるべきとされています。

- 加入者の代表が参画する委員会の設置（理事会または事業主に対して提言）
- 運用基本方針や政策的資産構成割合の策定の義務づけ
- 委員会に参加する加入者の代表が運用実績等を詳細に確認できる措置
- 受給者への業務概況の周知を加入者と同様に実施

<リスク分担型DB（仮称）への移行手続き>

既存のDBから、リスク分担型DB（仮称）への給付設計の変更を行う場合、制度変更時点では、給付が減額されることはありませんが、将来的に加入者や受給者の給付が減額調整される可能性もあることから、給付減額に該当するか否かの判定基準（図表6）、及び、移行に際しての手続要件を整理する必要があるとされています。

【図表6：給付減額の判定基準（案）】



※給付減額に該当しない場合も、受給者の既裁定給付を変更するものであるため、受給者に対する手続きとして、以下を課すことが提案されています。

- ・ 全受給者に対する事前の十分な説明
- ・ 希望者には年金給付に代えて移行前の給付を一時金で支給

Ⅲ. おわりに

第16回社会保障審議会 企業年金部会で提示された「DBの拠出弾力化（リスク対応掛金）」と「柔軟で弾力的な給付設計（リスク分担型DB（仮称）」については、参加した委員から前向きな意見が多く、方向性は概ね了承され、今後は厚生労働省において具体的な姿が検討されるものと思われます。

しかし、いずれも税制改正要望に掲げた税務上の取扱いが認められることが前提となっており、さらにリスク分担型DB（仮称）については、企業会計上の取扱いが、制度普及に向けた重要な要素になると考えられます。

以上